

福岡都市計画地区計画の変更（福岡市決定）

都市計画金隈地区地区計画を次のように変更する。

名 称	金の隈二丁目地区地区計画	
位 置	福岡市博多区金の隈二丁目の一部	
面 積	約 1.7 ha	
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	当地区は、本市の都心部より南東約 8 km、福岡空港の南側に位置した丘陵地帯である。 良好な住宅地として開発が行われた地区であり、今後とも良好な住環境の形成、保全を図ることを目標とする。
	土地利用の方針	良好な低層住宅地としての形成、保全を図る。
	建築物等の整備の方針	第1種低層住居専用地域と同等の規制誘導を図る。
	樹林地の保全に関する方針	東側の約 0.2 ha の区域については、樹林地として保全を図る。

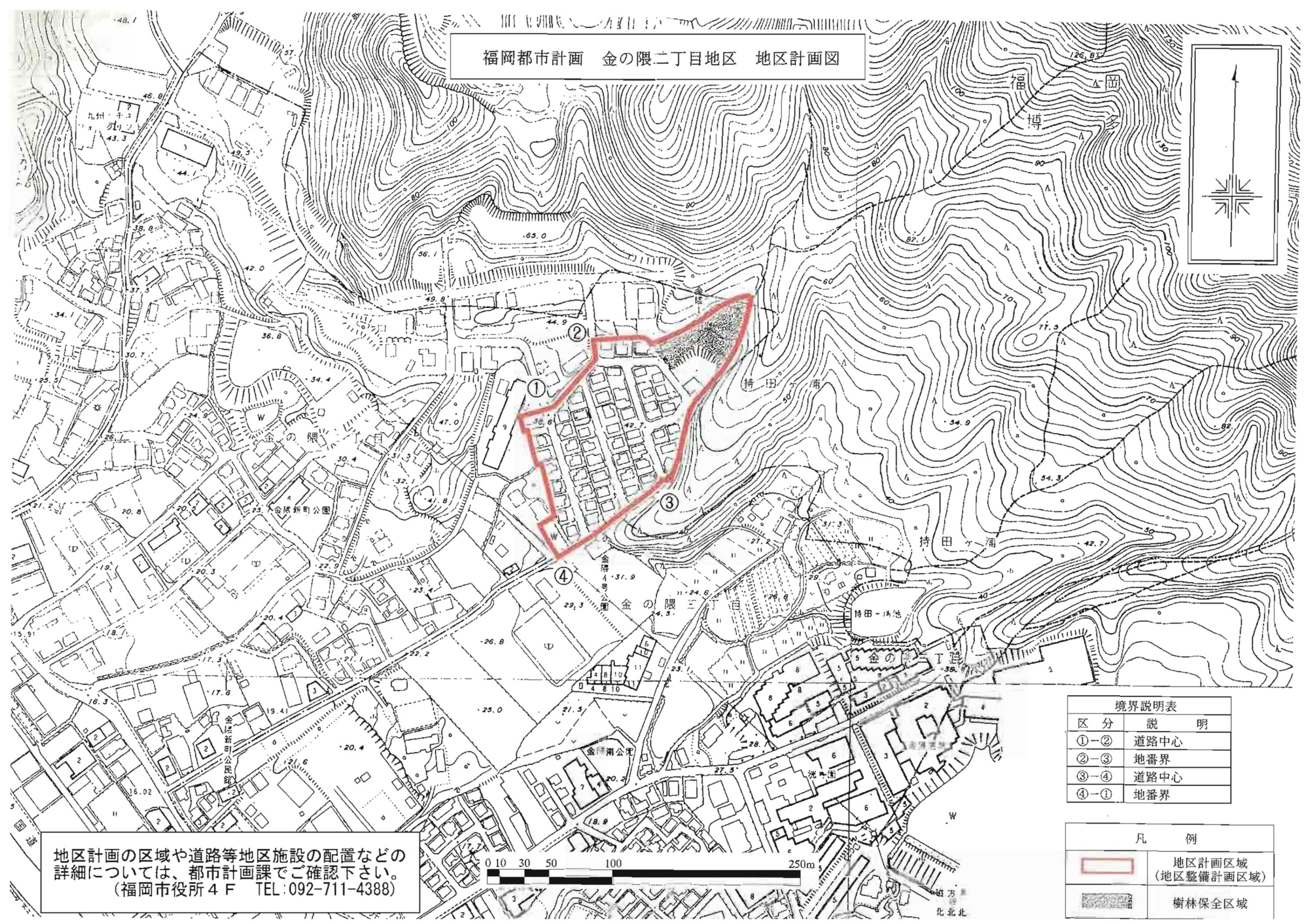
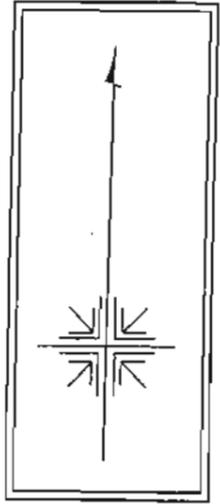
地区整備計画	建築物等に関する事項	建築物等の用途の制限	建築基準法別表第二（い）項に掲げる建築物以外の建築物は建築してはならない。
		建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限	10分の6
		建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限	10分の4
		壁面の位置の制限	外壁の後退距離 1m
		建築物等の高さの最高限	10 m
	土地利用の制限	地区東側の約 0.2 ha の区域を樹林地として保全する。	

「地区計画及び地区整備計画の区域並びに土地利用の制限の区域は計画図表示のとおり」

理 由

地区整備計画で定めている全ての地区施設の整備が完了し、本市で管理を行うまでに至っており、地区施設として定めた目的は達成されたといえることから、当該地区施設を地区整備計画から削除するとともに、住居表示の実施に伴い、名称と位置の表記を変更するため、本案のとおり変更するものである。

福岡都市計画 金の隈二丁目地区 地区計画図



区分	説明
①-②	道路中心
②-③	地番界
③-④	道路中心
④-①	地番界

	地区計画区域 (地区整備計画区域)
	樹林保全区域

地区計画の区域や道路等地区施設の配置などの詳細については、都市計画課でご確認下さい。
(福岡市役所 4F TEL:092-711-4388)



北北北